

神奈川県行政書士会小田原支部相談会相談員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は支部規則第22条に基づき神奈川県行政書士会小田原支部(以下「支部」という。)が実施・協力する相談会(以下、「無料相談会業務等」という。)における相談員の登録及び相談員に関する事項を定める。

(資格)

第2条 相談員は、次の基準をすべて満たしている者とする。

- (1) 支部会員であること。
- (2) 当年度及びそれ以前の神奈川県行政書士会会費・支部会費を全納していること。
- (3) 新規に相談員になろうとする者は、毎年11月1日を基準日として、その前日より1年間を遡った期間中、小田原市・南足柄市・開成町・湯河原町で開催するいずれかの常設無料相談会に於いて相談員と同席し、OJT(On The Job Training)を3回以上行うこと。但し、他支部に於いて相談員を経験したことがある者が、当支部に於いて相談員になる場合はこの限りではないこととする。
- (4) 支部役員会において相談員として適格者であると承認を得ること。

(登録)

第3条 支部は相談員名簿を備えなければならない。

2 前条第4号に基づき、支部役員会において承認を得た者を相談員名簿に登載し、登録する。

(新規相談員)

第4条 相談担当役員は毎年11月1日をもって、新規相談員の募集を行うものとする。

2 新規相談員は、第2条第1号から第3号までを満たしていなければ、応募することができない。

(心得)

第5条 相談員は、相談者に対し、行政書士倫理に基づき問題解決の方向付けを示せるよう、努めなくてはならない。

(登録の抹消)

第6条 支部長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消する。

- (1) 神奈川県行政書士会小田原支部会員でなくなったとき
- (2) 行政書士に関する法令及び会則並びに支部規則に違反したことが発覚したとき
- (3) 神奈川県行政書士会会費及び支部会費を6月以上滞納したとき
- (4) 相談員申込書に虚偽の記載があったと判明したとき
- (5) その他、相談員として不適格であり、支部役員会に於いて登録の取消しが適当と認められたとき
- (6) 相談員から登録辞退の申出があったとき

(その他)

第7条 この規程に定めなき事項は、支部役員会において決定する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年5月22日より施行する。

(経過措置)

2 この規程施行時において既に相談員である者は、第2条4号の手続きを経たものとする。